

# 2020年4月 改正健康増進法により原則屋内禁煙に！ 屋内での喫煙には、喫煙室の設置が必要となります。

## ● 喫煙専用室の設置条件とは？

- ① 出入口の境界面風速0.2m毎秒以上を確保
- ② たばこの煙が漏れないように壁や天井等で区画されていること
- ③ たばこの煙を直接屋外に排気すること

⇒設備の都合で①～③の条件を満たせない場合、屋内排気が認められる可能性があります!!



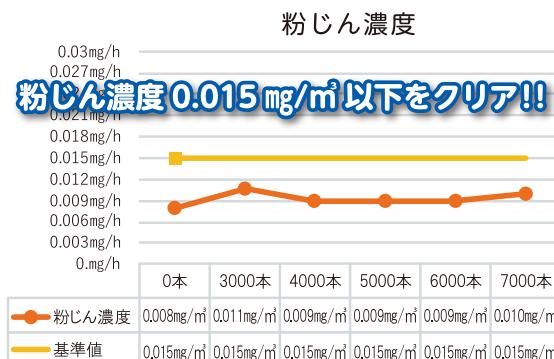
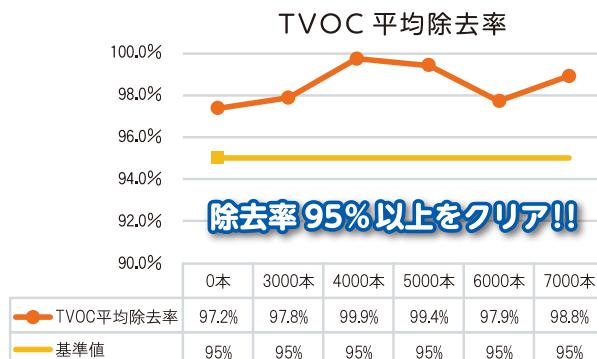
## ● 屋内排気が認められる脱煙装置の性能基準は？

- 1 総揮発性有機化合物（TVOC）の除去率が95%以上であること
- 2 当該装置によって浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること



※脱煙機能付き喫煙ブースの場合、  
喫煙専用室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であることも要件の一つとなります。

## OP100の測定結果(改正健康増進法の基準)



喫煙室用ワンパス脱臭装置OP100は、改正健康増進法による  
**屋内排気を認める脱煙機能付き喫煙ブース設置基準をクリア**  
しています!!

※自社設備による測定結果となります。

## 屋内排気にも対応している喫煙室用ワンパス脱臭装置「OP100」の特徴

特徴  
**01**

4段階構造による優れた**集塵・脱臭**性能で室内換気可能

特徴  
**02**

排気ダクトの接続場所を**柔軟に選定**できてコスト削減

特徴  
**03**

風量一定制御で喫煙室の**臭い・煙漏れを防止**



人と空気の明日を考える

**JGC** 株式会社 J.G.コーポレーション

<https://www.jgco.co.jp>

本 社 東京都港区港南2-12-26 港南パークビル7F 〒108-0075 TEL 03-5769-3033 FAX 03-5769-3025  
北海道営業所 北海道札幌市西区八軒十条東4-1-31 〒063-0870 TEL 011-737-5441 FAX 011-737-6043  
東北 営 業 所 宮城県仙台市宮城野区中野一丁目5-22 〒983-0013 TEL 022-388-6747 FAX 022-388-6825  
名古屋 営 業 所 愛知県長久手市熊田302 〒480-1144 TEL 0561-63-3702 FAX 0561-63-3703  
大 阪 営 業 所 大阪府吹田市南吹田5-26-23 〒564-0043 TEL 06-6388-8018 FAX 06-6388-8038  
広 島 営 業 所 広島県広島市安佐南区祇園3-7-15 〒731-0138 TEL 082-850-2611 FAX 082-850-2633  
九 州 営 業 所 福岡県福岡市東区松香台1-7-34 〒813-0004 TEL 092-673-0102 FAX 092-673-1527

●このカタログに記載の仕様はお断りなく変更する場合がありますのでご了承ください。